

平成31年度復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業（総合支援メニュー）

【募集】「みやぎの食復興支援事業」補助金

（食産業ステージアッププロジェクト）



県では、東日本大震災により被災した食産業の復興を図るため、震災により失った販路の回復・拡大を目的として中小企業者等が行う「商品づくり」、「販路開拓活動」、「マーケティング活動」、「人材育成活動」に要する経費について、その一部を補助します。

「みやぎの食復興支援事業」は地域の食材等を活用した商品づくりを行う被災された食品製造事業者等にご利用いただけます。

※地域の食材等とは、県内で産出された農林水産物、県内で産出された農林水産物を原料とした加工品及び宮城県の食産業の振興を図る食材として適当と認められるものとしします。

1 ご利用いただける事業者

県内に事業所を有する事業者のうち、以下に該当する事業者を対象とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合
- (3) 商工組合又は協業組合
- (4) 水産加工業協同組合
- (5) 農事組合法人
- (6) (1)～(5)までのほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められる事業者

2 対象事業の要件

次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。

- (1) 地域の食材等を活用した商品づくり（新商品の開発又は既存商品の改良）を行うこと。
- (2) 本事業で試作製造した商品の販路開拓活動を行うこと。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。
- (4) 罹災証明等により被災の状況が確認できること。

3 補助対象経費の内容

以下の経費が対象となります。

- (1) 謝金 (2) 旅費 (3) 研究開発費（原材料費、検査・分析費、包装デザイン開発費など）
- (4) 庁費（出展小間料、運搬費、ポスター・パンフレット等の印刷費など）
- (5) 調査研究費（マーケティング委託費など） (6) 研修費（有料セミナー参加費など）

※詳細は要綱、ホームページでご確認ください。

4 募集期間

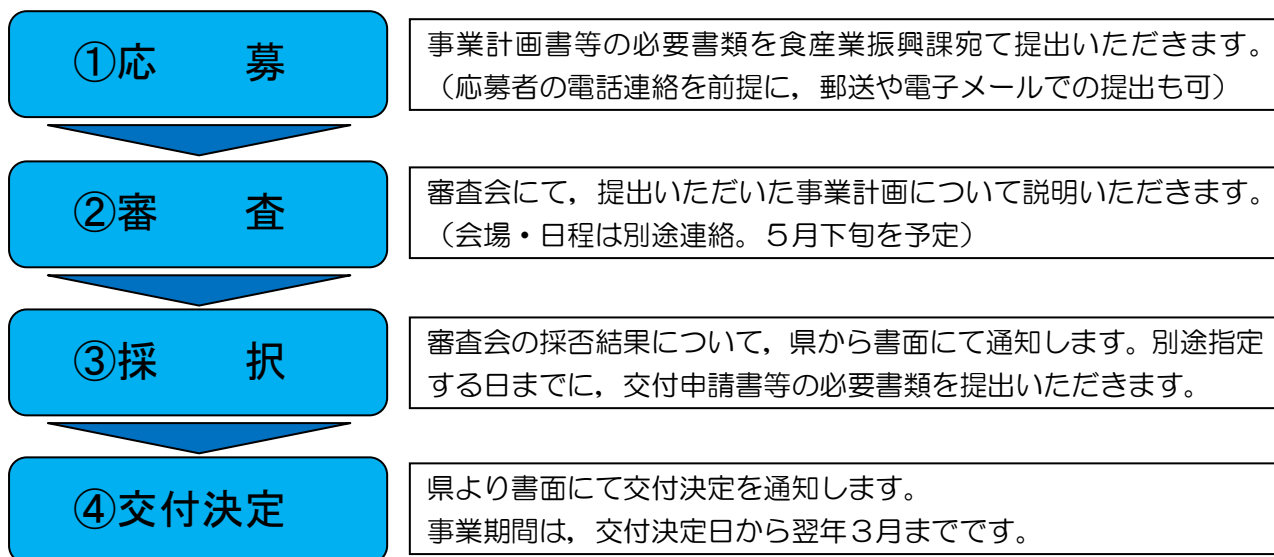
平成31年3月18日（月）～平成31年4月26日（金）（必着）

5 補助率及び補助限度額

<補助率> 補助対象経費の2分の1以内

<補助限度額> 120万円（事業費：240万円超）

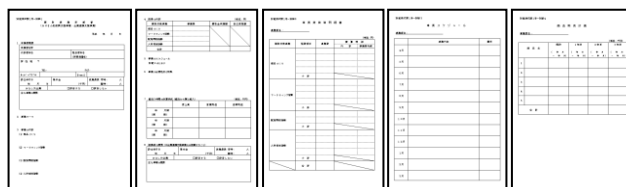
6 交付決定までの流れ



7 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下のとおりです。

- (1) 補助事業計画書（別記様式第1号—別紙1）
- (2) 事業費積算明細書（別記様式第1号—別紙2）
- (3) 事業スケジュール（別記様式第1号—別紙3）
- (4) 商品販売計画（別記様式第1号—別紙4）



※様式は、県ホームページからダウンロードし、記載例を参照の上、ご応募ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/2019syokufukkou.html>

8 商品づくりや販路開拓に関する他事業のご紹介

県では、震災により被災した食産業の復興を図るため、商品づくりや販路開拓に関するさまざまな支援を行っています。他の事業については、下記ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/hojomain.html>



<提出・問合せ先>

宮城県食産業振興課（担当：食ビジネス支援班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メール：s-business@pref.miyagi.lg.jp